一　（一）　健康保険組合の名称　大阪青果健康保険組合
（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　大果大阪青果株式会社　大阪府大阪市　外一事業所
（四）　認可の年月日　平成二十九年九月二十六日
二　（一）　健康保険組合の名称　エディオン健康保険組合
（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市北区堂島一丁目五番十七号　堂島グランドビル
（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社エディオン　大阪府大阪市　外六事業所
（四）　認可の年月日　平成二十九年九月二十六日
三　（一）　健康保険組合の名称　岩崎産業健康保険組合
（二）　事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市山下町九番五号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　岩崎産業株式会社　鹿児島県鹿児島市　外二事業所
（四）　認可の年月日　平成二十九年九月二十六日

○厚生労働省告示第三百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

一　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　エトワール海渡健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都千代田区東神田一丁目十三番十一号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社エトワール海渡　東京都中央区　外一事業所
二　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　東京ニットファッション健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都中央区東日本橋一丁目五番十三号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　東京ニット卸商業組合　東京都中央区　外六百七十四事業所
三　認可の年月日　平成二十九年九月二十六日

○厚生労働省告示第三百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
共愛会健康保険組合	主たる事務所	福岡県北九州市戸畑区小芝二丁目五番一号	福岡県北九州市戸畑区小芝二丁目二番六号二百一号	平成二十九年八月一日
日立物流健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区東陽七丁目二番十八号	東京都中央区京橋二丁目九番二号	平成二十九年八月十六日
日本トランスシティ健康保険組合	主たる事務所	三重県四日市市千歳町六番地	三重県四日市市霞二丁目十二番地	平成二十九年八月二十八日
大阪自動車整備健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目十一番十六号	大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目三番一号	平成二十九年十一月六日

○農林水産省告示第千九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月十二日農林水産省告示第千五百十八号

二　変更に係る指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法　変更しない。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月十七日農林水産省告示第千四百八十六号

二　変更に係る指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法　変更しない。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月十日農林水産省告示第千三百八十五号

二　変更に係る指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法　変更しない。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月二十二日農林水産省告示第千五百十七号

二　変更に係る指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法　変更しない。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月二十二日農林水産省告示第千五百二十号

二　変更に係る指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法　変更しない。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡十津川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）